

造材事業成績評定要領

第1 目的

この要領は、道有林野の産物売払契約における造材事業（以下「事業」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約の適正な履行の推進及び林業事業体の指導育成に資することを目的とする。

第2 評定の対象

評定は、立木販売（競争入札又は随意契約）により契約した物件について行うものとする。
ただし、支障木並びに集積販売した物件及び水産林務部森林環境局道有林課長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

第3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、販売担当課長とする。

第4 評定の方法

評定は、造材事業成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）により、別に定める造材事業成績評定基準に基づき、契約ごとに行うものとする。

第5 評定表の提出等

- 1 買受人は、事業着手前、事業期間中及び事業終了時に、セルフチェックを行い総合振興局長等に提出する。
- 2 評定者は、買受人より提出されるセルフチェックシートの評価を、事業期間中における造材指導実施職員からの聴取及び事業終了後の現地の確認等を実施し最終評定する。
- 3 評定者は、評定を行ったときは速やかに評定表を作成し、契約担当者等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第144条に規定する契約担当者等をいう。）に提出するものとする。

第6 評定結果の通知

契約担当者等は、評定者から第5の3の規定により評定表の提出があったときは、速やかに、その結果を別記第2-1号様式及び別記第2-2号様式により買受人に通知するものとする。

第7 評定の修正

契約担当者等は、第6の評定結果を通知した後において、既に通知した評定結果を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を別記第2-1号様式により既に通知した評定結果とともに買受人に通知するものとする。

第8 説明請求等

- 1 契約担当者等は、第6及び第7の評定結果を通知するにあたっては、当該結果を通知した日の翌日から起算して14日（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 2 契約担当者等は、1の説明を求められたときは、評定表を審議のうえ、速やかに、別記第3号様式により回答するものとする。

- 3 契約担当者等は、2の回答において評定の内容についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から14日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

第9 評定表の取りまとめ

- 1 契約担当者等は、当該年の1月1日から12月末日までの間において完成した造材事業に係る評定表を取りまとめ、翌年1月末日までに水産林務部森林環境局道有林課長に送付するものとする。
- 2 水産林務部森林環境局道有林課長は、前項の規定により受理した評定表を速やかに水産林務部長（林務局林業木材課長）に提出するものとする。

第10 要領及び評定結果の公表

- 1 契約担当者等は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成13年3月29日付け建情第2328号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の3に規定する閲覧所等において、この要領を公表するものとする。
- 2 第6の規定により評定結果を通知した契約担当者等は、前項の閲覧場所において、停滞なく、別記第2-1号様式の写しにより当該評価結果を公表するものとする。この場合において、公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。
- 3 前項の規定は、第7の規定により評定を修正した場合について準用する。
- 4 当該成績評定は、北海道林業事業体登録実施要綱第11条に規定する成績評定であることから、同要領第10条の規定に則って公表するものとする。

第11 その他

この要領に関し必要な事項は、水産林務部森林環境局道有林課長が別に定めるものとする。

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(買受人) 様

(契約担当者等)

造材事業成績の評定結果について

貴社が買受けした物件について、道有林における造材事業成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、平成 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

- 1 契約年月日 平成 年 月 日
- 2 契約番号 第 号
- 3 事業終了年月日 平成 年 月 日
- 4 評 定 点 点
- 5 修正評定点 点

(課 係)

注1 本文中説明を求める場合の日付は、通知をする日の翌日から起算して14日目の日を記入すること。(土曜日、日曜日及び休日を含まない。)

2 「5 修正評定点」欄は、既に通知した評価点を修正する場合にのみ記入し、それ以外の場合は当該欄を削除すること。

別記第2-2号様式

項 目 別 評 定 点

契 約 年 月 日

契 約 番 号

評 価 項 目	細 別	評 定 点 / 満 点
1 一般的事項 (加点のみ)	I 事業着手届等・作業体制等の表示・作業標識看板等の設置に関する事	/ 7.416 点
	II 使用人等の管理・保険の付保及び事故の補償に関する事	/ 7.416 点
	III 作業中の安全確保・官公庁等への手続き等に関する事	/ 11.417 点
	IV 火災の防止・環境対策に関する事	/ 7.416 点
2 造材・運材・その他事項 (加点のみ)	I 土場の作設、使用に関する事	/ 9.417 点
	II 集材路の作設に関する事	/ 7.417 点
	III 立木の伐倒・支障木に関する事	/ 9.417 点
	IV 集材に関する事	/ 10.417 点
	V 道路の使用・跡片付けに関する事	/ 7.416 点
3 事業特性 (加点のみ)		/ 7.417 点
4 創意工夫 (加点のみ)		/ 7.417 点
5 地域性 (加点のみ)		/ 7.417 点
6 法令遵守等 (減点のみ)		
7 その他 (減点のみ)		
評 定 点 合 計		/ 100.0 点

別記第3号様式

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(買受人) 様

(契約担当者等)

造材事業成績の説明について (回答)

平成 年 月 日付けで請求のありました造材事業成績の評定結果の説明は、次のとおりです。

記

契約年月日	平成 年 月 日
契約番号	第 号
評定結果 の説明	
備考	

(注) 評定結果の説明について不服がある場合は、当職に対して再苦情の申立てを行うことができます。

この再苦情の申立てを行おうとする場合は、平成 年 月 日までに北海道〇〇総合振興局(振興局)〇〇森林室〇〇課〇〇係へ、再苦情申立申請書を提出してください。

(課 係)